

新宿区次世代育成転居助成要綱

29 新都住居第 1307 号

平成 30 年 3 月 30 日

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世帯が新宿区内（以下「区内」という。）で民間賃貸住宅を住み替える際に、費用負担を軽減することにより、居住環境の改善と区内居住の継続を図り、もって次世代育成及び健全なコミュニティの発展に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転居 区内での引越しをいう。
- (2) 民間賃貸住宅 公営・公社・都市再生機構等の設置する公的住宅、社宅・官舎等の給与住宅、契約期間が1年未満の短期間の滞在を目的とした住宅及び2親等以内の親族が所有する住宅を除いた居住用の賃貸住宅をいう。
- (3) 私宅 申請者を含む世帯が居住の用に供するため区内に建築し、又は購入した住宅をいう。
- (4) 月額家賃 建物賃貸借契約書に規定されている月額賃料で、共益費、管理費等を除いたものをいう。
- (5) 家賃差額 建物賃貸借契約書に規定されている月額家賃のうち、転居前と転居後と比較した場合の家賃上昇分をいう。
- (6) 申請者 予定登録及び助成金の交付を受けようとする世帯の代表者
- (7) 申請者世帯 申請者の属する世帯
- (8) 予定登録申請 第6条第1項に規定する申請で、資格要件の事前審査に係るものをいう。
- (9) 本申請 第6条第2項に規定する申請で、要件の審査及び転居に伴い実際に要した費用の請求等に係るものをいう。
- (10) 継続申請 第16条第1項に規定する申請で、当該年度における要件の審査に係るものをいう。

(助成対象世帯の資格)

第3条 助成対象世帯は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 転居前後において義務教育修了前の児童を税法上扶養し同居していること。
- (2) 次のいずれかに該当する転居であること。
 - ア 民間賃貸住宅から民間賃貸住宅への転居
 - イ 民間賃貸住宅又は私宅等の住居から民間賃貸住宅への転居のうち、世帯の一部のみの転居で、離婚、死別等の特別な理由によるもの
- (3) 申請者世帯の年間総所得が、扶養親族等（税法上の控除対象配偶者及び扶養親族をいう。以下同じ。）の人数に応じて、それぞれ別表1に定める金額以下であること。

- (4) 住民税を滞納していないこと。
 - (5) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく扶助を受けていないこと。
 - (6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けていないこと。
 - (7) 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。
 - (8) 申請者又はその配偶者が、現在及び過去に自らが申請者又はその配偶者として、次のいずれの制度による支給もを受けていないこと。
 - ア 新宿区多世代近居同居助成制度
 - イ 新宿区次世代育成転居助成制度
 - ウ 新宿区転入転居助成制度
 - エ 新宿区住み替え居住継続支援制度
 - (9) 申請者又はその配偶者が、当該年度において新宿区民間賃貸住宅家賃助成制度による助成決定を受けていないこと。
 - (10) 独立して日常生活を営むことができること。
- 2 助成対象世帯は、予定登録申請の申請日において、区内に引き続き 1 年以上居住していなければならない。
- 3 転居前後の世帯構成の変更は認めないものとする。ただし、第 3 条第 1 項第 2 号イに該当する場合のほか、区長が特別な事情があると認める場合はこの限りでない。
- 4 申請者が外国人の場合は、前各項に定める要件のほか、次の各号のいずれかに該当しなければならない。
- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）の規定による永住許可を受けた者
 - (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者として永住する資格を有する者
 - (3) 前 2 号に掲げる外国人以外の外国人で、在留資格が出入国管理及び難民認定法に定める日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者に該当する者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が別に定める規定に該当する者
- 5 第 1 項の規定にかかわらず、区長は必要があると認めるときは、第 1 項各号以外の要件を別に定め、又は除外することができる。

（対象住宅の要件）

第 4 条 転居前の住宅は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。ただし、前条第 1 項第 2 号イに該当する場合のほか、区長が特別な事情があると認める場合は、区長が別に要件を定めることができる。

- (1) 住宅の用に供し区内に所在する民間賃貸住宅であること。
- (2) 当該住宅の賃貸借契約において、契約者が申請者又は同居世帯員であること。

- 2 転居しようとする住宅は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。
- (1) 住宅の用に供し区内に所在する民間賃貸住宅であること。
 - (2) 当該住宅の賃貸借契約において、契約者が申請者又は同居世帯員であること。
 - (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規定する構造基準（昭和 56 年 6 月 1 日に施行された耐震設計基準をいう。以下「新耐震設計基準」という。）に適合又は同等の耐震性能を有した住宅であること。
 - (4) 住宅の用に供する部分の専有面積（当該住宅の一部を事業用として使用している場合は、その部分を除く。）が、別表 2 に定める要件を満たしていること。
 - (5) 月額家賃が、転居後の世帯人数に応じて別表 3 に定める金額以下であること。

（助成の対象及び助成額の算定）

第 5 条 助成対象及び助成額は次の各号のとおりとする。

- (1) 引越しに要した実費
運搬を引越し業者に依頼した際にかかった実費の合算額。ただし、10 万円を限度とする。
 - (2) 家賃差額
月額 3 万 5 千円を限度とし、当該差額が 3 万 5 千円に満たない場合はその額とする。
ただし、助成対象世帯が第 3 条第 1 項第 2 号イに該当する場合には、転居前の月額家賃は別表第 4 に定める基準家賃を用いて算出する。
- 2 助成額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（予定登録及び助成の申請）

第 6 条 助成を受けようとする申請者は、転居しようとする住宅の賃貸借契約の締結前に、助成予定登録申請書（第 1 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し（世帯員全員のもので続柄の記載のあるもの）
 - (2) 世帯員全員の住民税課税証明書又は住民税非課税証明書
 - (3) 世帯員全員の住民税納税証明書
 - (4) 転居前の住宅の建物賃貸借契約書等
 - (5) 助成対象世帯が第 3 条第 1 項第 2 号イに該当する場合には、そのことを確認できる戸籍全部事項証明書、保護命令決定書等。
 - (6) その他区長が必要と認める書類
- 2 予定登録申請を行い、予定登録の決定を受けた者（以下「予定登録者」という。）は、転居後 30 日以内に助成申請書（第 2 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。
- (1) 住民票の写し（世帯員全員のもので続柄の記載のあるもの）
 - (2) 転居後の住宅の建物賃貸借契約書
 - (3) 第 4 条第 2 項第 3 号に規定する新耐震設計基準による耐震性が確保されていることを証する書類の写し
 - (4) 第 4 条第 2 項第 4 号に規定する専有面積が確保されていることを証する書類の写し

- (5) 前条第1項第1号に掲げる助成を受けようとする場合は、対象住宅の引越し費用の支払を証する書類
- (6) その他区長が必要と認める書類

(公募の方法)

第7条 予定登録申請をしようとする世帯を公募するときは、区広報紙及び区設置掲示板への掲示等により広く区民に周知するものとする。

(申請の受付)

第8条 予定登録申請及び本申請の受付は、次の各号のとおりとする。

- (1) 予定登録申請は、次に掲げる期間の区分において、当該アからウまでに定める期間に随時受け付けるものとする。ただし、予定登録決定の数が予定数に達した時点で当該期間分の受付は終了とし、各期間の末日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その期間の最後の開庁日とする。
 - ア 第1期 4月1日から6月30日まで
 - イ 第2期 7月1日から10月31日まで
 - ウ 第3期 11月1日から3月31日まで
 - (2) 本申請は、転居後に随時受け付けるものとする。
 - (3) 受付の方法は、原則として窓口又は郵送で受け付けるものとする。
- 2 各期毎の予定登録受付数は、年度毎に別途定めるものとする。
- 3 第1項各号の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、受付の方法を別に定めることができる。

(審査及び決定)

第9条 区長は、予定登録申請があったときは、その内容について審査し、決定の可否について助成予定登録決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

2 区長は、本申請があったときは、その内容について審査し、決定の可否及び助成額を助成決定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

(登録有効期間)

第10条 前条第1項に規定する助成予定登録決定の有効期間は、予定登録申請の受理日の翌日から起算して3か月を経過した日の属する月の末日（当該日が土曜日、日曜日若しくは休日又は12月29日から翌年1月3日までの日に当たるときは、その翌日。ただしその日が更に土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日以後で最も近い開庁日）までとし、この期間内に本申請が無かった場合は、予定登録者としての資格を失うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、真にやむを得ない事情にあると区長が認める場合は、予定登録申請の受理日の翌日から起算して6か月を経過した日の属する月の末日（当該日が土曜日、日曜日若しくは休日又は12月29日から翌年1月3日までの日に当たるときは、その翌日。ただしその日が更に土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日以後で最も近い開庁日）を登録有効期間とすることができる。

(申請の取下げ)

- 第 11 条 申請者は、申請書等を提出した後に、何らかの事情で申請の必要がなくなったときは、速やかに助成申請取下書（第 5 号様式）を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、助成予定登録取消通知書（第 6 号様式）又は助成決定取消通知書（第 7 号様式）により申請者に通知する。

(申請の変更)

- 第 12 条 申請者は、申請書等を提出した後に、何らかの事情で申請書の記載内容に変更（助成決定の審査対象要件に関わらない変更を除く。）が生じたときは、速やかに助成変更申請書（第 8 号様式）に、変更を証する資料を添えて区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の申請があったときは、その可否及び助成額を決定し、それぞれ助成予定登録決定通知書又は助成予定登録取消通知書、助成決定通知書、助成決定取消通知書のいずれかにより申請者に通知する。ただし、助成額等に変更がない場合は通知を省略することができる。
- 3 第 5 条第 1 項第 2 号及び第 2 項の規定は、前項の助成額の決定について準用する。この場合において、第 2 条第 1 項第 5 号中「転居前と転居後」とあるのは「当初転居前の家賃と変動後の家賃」と読み替えるものとする。

(助成金の請求)

- 第 13 条 第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる助成の決定を受けた世帯は、速やかに助成金支給請求書（第 9 号様式）を区長に提出しなければならない。
- 2 第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる助成の決定を受けた世帯（以下「家賃差額助成世帯」という。）は、区長の指定する期日までに、助成金支給請求書に家賃の支払を証する書類を添えて区長に提出しなければならない。

(支給時期)

- 第 14 条 助成金は、前条の請求に基づき、速やかに支給する。
- 2 家賃差額の助成金については、原則として 4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで、10 月から 12 月まで及び 1 月から 3 月までのそれぞれ 3 月分をまとめて各期間の翌月以降に支給する。

(助成期間)

- 第 15 条 家賃差額助成世帯の助成期間は、同一世帯につき転居日の属する月の翌月から 2 年間を限度とする。ただし、その期間中さらに転居を行った場合における助成期間は、第 18 条第 1 項各号に該当する場合を除き、当初決定時の残存期間とする。
- 2 家賃差額助成の決定時点において、当該世帯で扶養される児童が、義務教育の最終学年であった場合の助成期間は、当該児童の義務教育が修了するまでの期間とする。
- 3 第 18 条第 1 項の規定により家賃差額の助成決定を取り消した場合の助成期間は、当該取消日の前日の属する月までとする。

(継続申請等)

第 16 条 家賃差額助成世帯は、毎年 6 月末日までに助成継続申請書（第 10 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付の上、区長に申請しなければならない。

- (1) 建物賃貸借契約書及び家賃支払証明書
- (2) 住民票の写し（世帯員全員のもので続柄の記載のあるもの）
- (3) 世帯員全員の住民税課税証明書又は住民税非課税証明書
- (4) 世帯員全員の住民税納税証明書
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 継続申請をする世帯は、継続申請の前年に受給した助成金を正しく確定申告しなければならない。

3 区長は、第 1 項の申請があったときは、その可否を決定し、助成決定通知書又は助成決定取消通知書により申請者に通知する。

(禁止行為)

第 17 条 第 9 条第 2 項に規定する助成決定を受けた世帯（以下「助成世帯」という。）は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 助成対象の住宅を居住以外の目的に使用すること。
- (2) 助成対象の住宅を転貸し、又はその使用权を譲渡すること。

(助成決定の取消し)

第 18 条 区長は、助成世帯が次の各号に該当したときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合（第 2 号に掲げる事由に該当した場合を除く。）においては、当該事由に至った日を取消日として取り消すものとする。

- (1) 第 3 条及び第 4 条に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 第 16 条第 2 項に規定する確定申告を行わないとき。
- (3) 虚偽の申請又は不正の手段により助成決定を受けたとき。
- (4) 前条各号に掲げる行為を行ったとき。
- (5) この要綱又はこれに基づく区長の指示に従わないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が相当の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により助成決定を取り消したときは、助成決定取消通知書により通知する。

(助成金の返還)

第 19 条 区長は、助成世帯が次の各号のいずれかに該当したときは、期限を定めて、助成金の一部又は全部を原則として一括返還請求する。

- (1) 前条第 1 項各号に該当する状態に至った後に助成金を受給したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、区長が相当の理由があると認めるとき。

2 前項の規定による返還金が返還期日までに納付されない場合は、新宿区補助金等交付規則（昭和 45 年規則第 7 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を徴収する。

3 前条第 1 項の規定（同項第 3 号に該当した場合に限る。）により助成決定の全部又は一部を取り消した場合において、助成金の返還を命じたときは、新宿区補助金等交付規則

第 16 条第 1 項に基づき計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を徴収する。

4 前 3 項の規定による助成金の返還請求は、助成金返還請求書（第 11 号様式）により行う。

（調査等への協力）

第 20 条 区長は、助成世帯に対し、検証のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。

（新宿区災害時居住支援助成との調整）

第 21 条 助成対象世帯が、当該住宅において新宿区災害時居住支援助成（以下「災害時支援助成」という。）の適用を受けようとするときは、次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1) 家賃差額助成世帯が、新たに災害時支援助成に基づく家賃相当分の助成決定を受けた場合は、当該助成に係る助成期間中は本制度による家賃差額助成を行わない。
- (2) 新たに転居しようとする世帯が、本制度及び災害時支援助成について同時に適用を受け転居する場合は、災害時支援助成に基づく家賃相当分の助成期間中は本制度による家賃差額助成を行わない。

（補則）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 30 年 4 月 1 日から 6 月 30 日の間に転居した申請者に限り、第 6 条第 1 項に規定する予定登録申請を省略できるものとする。この場合において、同条第 2 項中「予定登録申請を行い、予定登録の決定を受けた者」とあるのは、「平成 30 年 4 月 1 日から 5 月 31 日の間に転居した申請者」又は「平成 30 年 6 月 1 日から 6 月 30 日の間に転居した申請者」と読み替えることができる。このうち、「平成 30 年 4 月 1 日から 5 月 31 日の間に転居した申請者」と読み替える場合においては、同条第同項中「転居後 30 日以内に」とあるのは、「平成 30 年 6 月 1 日から 6 月 29 日までに」と読み替えることができる。
- 3 前項の場合において、第 6 条第 1 項の各号に掲げる書類は、同条第 2 項の各号に掲げる書類と併せて提出しなければならないものとする。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年5月29日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

扶養親族等の人数	所得金額（円）
1人	5,400,000
2人	5,780,000
3人	6,160,000
4人	6,540,000
5人	6,920,000

注1 以降、6人以上の場合は、1人につき38万円を加算する。

別表2（第4条関係）

世帯人数	住宅の用に供する部分の専有面積（壁芯）
2人	30 m ²
3人以上	次式により算出される面積以上であること。 $10 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10 \text{ m}^2$ 注1 本申請の日において3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただしこれらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は、2人とする。 注2 世帯人数（注1の適用がある場合には適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

別表3（第4条関係）

世帯人数	月額家賃（円）
4人まで	180,000
5人まで	215,000

注1 以降、6人以上の場合は1人につき3万5千円を加算する。

別表4（第5条関係）

基準家賃計算式
$\{(\text{申請者世帯の世帯総所得} + 10 \text{ 万円}) - \text{人的控除額(子2人目以降 } 38 \text{ 万円/人)}\} \div 12 \text{ か月} \times 30\%$

注1 子1人については人的控除なし。